

2007/08/28

府中市福祉のまちづくり審議会資料

1. ソーシャルインクルージョン (social inclusion) とは

社会的包含、自立生活上何らかの支援を必要としている人々を社会の構成員として社会連帯の中に包み込み、健康で文化的な生活が営めるようにしようとする考え方で、社会から疎外・排除 (social exclusion) されている人々を地域社会の仲間として受け入れていこうとする概念。

貧困者や失業者、ホームレス、ニートなどを社会から排除された人々として捉え、その市民権を回復し、再び社会に参加 (参入) することを目標とする。すなわち、特定の対象者を社会的に孤立・排除するのではなく、違いや多様性を認め合い地域全体で包み込み、共に支え合って生活できるような社会をつくるという考え方。

2. 共に生き・支え合う社会づくり (ソーシャルインクルージョン)

ソーシャルインクルージョン (社会的包含 : social inclusion) は、ソーシャルエクスクルージョン (社会的排除 : social exclusion) の対称としてあり、1980 年代中頃より、イギリスの社会福祉政策の理念として始まり、フランスをはじめとする EU 諸国における社会福祉政策の基本目標として提起されてきました。

これは、何らかの要因によって社会から排除されている人々を、地域社会で包み込んでいくための新たなシステムの再編にあたっての政策課題としてとらえています。したがって、政策領域も、雇用 (職業訓練・就労機会)、住宅、教育、健康、環境、まちづくりなどの広範囲にわたり、予防的活動も重要になります。

わが国においては、2000 年「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」(厚生労働省) の報告書において、従来の伝統的な貧困や障害の枠組みによる社会福祉のとらえ方では不十分であることが指摘され、すべての人が地域において、生き生きと自立した生活を送るために、誰もが排除されない、誰もが差別されない社会の実現を目標としているソーシャルインクルージョンが新たな福祉課題に対応するための理念として位置づけられました。

地域福祉策定にあたり、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉計画策定

指針のあり方について」(一人一人の地域住民への訴え) 社会保障審議会 2002 年のガイドラインにおいて地域福祉の理念の一つとして、共に生き・支え合う社会づくり(ソーシャルインクルージョン)が重要であると提言しています。

1989 年「今後の社会福祉のあり方」(福祉関係三審議会合同企画分科会)の意見具申の中で、障害者分野の中で発展してきたノーマライゼーション(平常化、常態化)の理念を社会全体に共通する基本理念として普遍化し、その浸透を図るべきであることが盛り込まれました。これは、1994 年のハートビル法や 2000 年の交通バリアフリー法に取り入れられ、具体化・政策化されています。2006 年「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に引き継がれています。ノーマライゼーションの理念は、障害のある人もない人も社会を構成する一員として、地域の中で、共に当たり前の生活を当たり前に行う社会を目指すという考え方で法律等に具体化されてきました。最近では、

ノーマライゼーションに関連する概念として、社会の谷間におかれている人々(社会的排除・疎外)が、社会の構成員の一員として、多様性を認め合い、共に支え合って生活できる社会を構築する考え方になってきています。

3. ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンとの比較

	ノーマライゼーション	ソーシャルインクルージョン
対象者	障害者(児)が中心	福祉サービスの利用者だけではなく、失業者、ホームレス、ニート、DV など
政策範囲	福祉サービス、在宅などが中心	雇用、教育、住宅、福祉サービスなどの社会政策全般
アプローチ	障害者がおかれている現状を問題とする	社会的排除等をされている人々を問題とする
政策内容	事後的、回復が中心	予防的、例えば、貧困に対しては公的扶助だけではなく、就労や教育への参加が課題
理 念	正常なもの、標準的なものが前提	価値の多様性が前提、違いを認め合うのが前提

(高齢者施設辞典より一部改変)

文責：和田光一